

確定申告資料の作成にあたり

■ Web 簿記システムでらくらく仕訳 ■

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、その所得金額とこれに対する税額を納税者自らが計算し、その年の翌年《29年分の場合:平成30年2月16日(金)から3月15日(木)までの間》に申告をすることで納税又は還付を受けることになっています。

《JA 確定申告支援サービス Web 簿記システムのご紹介》

確定申告の時期になると、貯金通帳や請求書・領収書などを集めて確定申告に向けた農業所得の計算に追われていませんか？これらの作業は非常に煩わしく相当な時間と労力が必要となります。また、度重なる税制改正や青色申告者については複式簿記の記帳が必要になるなど、相当の知識や勉強が必要となります。そこで、JA確定申告支援サービス Web 簿記システムをご紹介します。



□受けられるサービスの内容 □

申し込みをされた皆様のJA取引データ(普通貯金・購買代金の決済)は自動的に費用や収入勘定へ振り分けを行い、確定申告前には農業所得の収支決算書が出来上がっているようにすることがサービスの目的です。現在、JA越前たけふでは440名の農家がこのサービスを利用しています。

年間利用料金:1名当たり2,000円(税別)

※確定申告の相談はシステム利用者の方に限定させていただきます。

(確定申告相談日に Web 簿記システムの申込みをお願いします。)

① 減価償却資産の管理

農業機械や設備、車両、建物など所有されている固定資産の情報をJAに一度登録いただくと、自動的に正確な減価償却費の計算を行い、償却資産一覧表など税務申告に必要な計算書類を作成します。

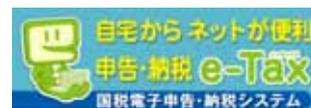
② 記帳代行による農業収支決算書の作成支援

機械的に仕訳ができない取引やJA以外での現金取引なども含めた農業関係の取引について、どのようにするかを定期的に確認し、白色申告や青色申告まで税務申告に必要な各種書類の作成支援など農家の税務申告をサポートします。

③ 簿記仕訳データの提供

JAを利用いただいた取引内容をすべて複式簿記のデータに変換して、ソリマチ農業簿記ソフトに一括入力します。これで、JAで取引した内容についてはいちいちパソコンで記帳する必要はありません。ご自分でパソコンを使って決算書を作成している方や集落営農組合の会計担当者は、一気に作業時間が短縮できます。

④ 確定申告書の作成、e-Taxによる申告も可能、Web 簿記システムを利用することにより確定申告書も作成でき、e-Taxでの電子申告も可能です。



【JAに寄せられた農家の声】

減価償却費の計算が瞬時にでき、申告にかかる時間が短縮できた。
JAから仕訳データももらったので、青色申告ができるようになった。
税務署に聞かなくても、税制改正やe-Taxなど簡単に対応できた。
通帳コメントがわかりやすくなって、集落営農組合の経理もやり易くなった。
ソリマチ農業簿記ソフトへ取引内容をそのまま移行できるため、非常に便利。



※内容については各支店営農指導員にお気軽にお問い合わせください。

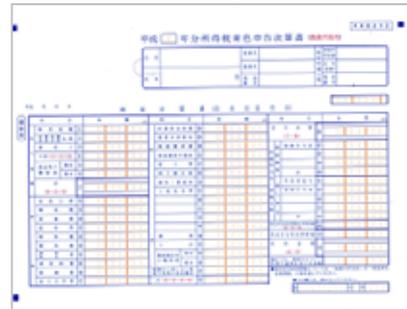
■ Web 簿記システムを利用していない方へ ■

税務署から送付されてくる申告書の記入にあたり、まずは 29 年分の農業収支計算から農業所得を計算し、他の所得(給与所得、年金所得、一時所得)と合算の上かかる所得税を計算します。

■ 農業所得の基本 ■ ① 収入 - ② 経費 = ③ 所得

- ① 収入(農業に関する販売代金などの収入)
- ② 経費(農業に関するすべての必要経費)

確定申告相談時によく仕訳がわからない(どこに計上すれば?)という質問がありますが、まずは我が家の普通貯金(農業用)の仕訳から始めましょう。



農業用購買代金の仕訳(JA 年間供給取引明細)

※ 肥料、農薬計・水稲作付にかかる肥料・農薬のみ肥料費・農薬費へ計上する。(畑作にかかるものを計上した場合、畑作収入を上げる必要あり)

※ 農業機械計・使用可能期間が 1 年未満又は取得価格が 10 万円未満の小額な農業用機械は農具費として計上、それ以外は耐用年数に応じて減価償却をしてください。機械の修理代は修繕費へ計上する。

※ 施設資材計・出荷米、自家用米の紙袋代は諸材料費へ、種籾は種苗費(苗代等)へ計上する。

※ 自動車・燃料計・トラクターやコンバイン、農業用軽トラックの燃料代分を抜き出して(区別ができない場合事業割合で按分)動力光熱費へ記入する。

[平成 29 年度の年間供給取引明細は、1 月 22 日頃に各支店にて準備してあります。]



JA 出資配当金の配当所得申告について

JA 越前たけふの組合員については、平成 28 年度の出資配当金が平成 29 年 3 月 31 日に入金されていますが、この金額については、源泉徴収税額を差し引いた後の金額となっています。

26 年度より配当所得・収入から復興所得税を含めて 20.42% の金額が源泉徴収されていることや、配当控除(配当所得の 10%)があることから、納税額が還付される可能性がありますので、必ず申告するようにしてください。

通帳記載内容

年月日	摘要	コメント	お預り金額	差引残高
29-3-31	出資配当金	H28ネンド	* 8,000	* 〇〇〇〇〇

所得の内訳	所得金額	源泉徴収税額	配当控除	課税所得
配当	JA越前たけふ	10,052	2,052	8,000

配当所得・収入の金額(円未満切捨)	8,000
源泉徴収税額	1,005
配当控除(配当所得の10%)	2,052
課税所得	0

配当所得・収入の金額(円未満切捨)

$$8,000円 \div 0.7958 = 10,052円$$

源泉徴収税額

$$10,052円 - 8,000円 = 2,052円$$

配当控除(配当所得の10%)

$$10,052円 \times 0.1 = 1,005円$$

課税される所得金額が0の場合は、配当控除はできないので注意してください。

3 月 31 日に入金されている利用高配当は、配当所得ではありません。雑収入になります！